

人権教育研修資料

「Q&A」で理解する
[第三次とりまとめ]

島根県教育委員会

はじめに

本県の人権教育は、平成12年（2000）9月策定の「島根県人権施策推進基本方針」（平成20年10月第一次改定）および平成14年（2002）3月発行の「人権教育指導資料」に基づき、推進しています。平成16年（2004）3月に策定された「しまね教育ビジョン21」（平成20年3月改訂）においても、「お互いの人権を尊重する教育の推進」を施策として掲げ、人権を尊重する教育を推進するために必要な基盤整備に取り組んでいます。

平成20年（2008）4月、文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しました。〔第三次とりまとめ〕は、文部科学省が人権教育の指導方法等の在り方を具体的に示したものであり、今後の人権教育推進の拠り所となるものです。

〔第三次とりまとめ〕は、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」という考え方を示した上で、人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の三側面で捉えることができるとしています。また「人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる」ことも指摘しています。

〔第三次とりまとめ〕が示すそのような考え方を各学校の実践に反映させていくためには、まず、教職員の〔第三次とりまとめ〕に対する理解が必要であり、校内研修の充実が切に望まれるところです。

本資料は、〔第三次とりまとめ〕に示されたポイントをQ&A形式にまとめるとともに、参考資料と研修例を掲載し、各学校における研修の資料としていただくことを目的に発行するものです。Q&Aや研修例作成にあたっては、教職員と児童生徒間の人間関係だけでなく、教職員間の人間関係のふりかえりができるものとなるようにしました。

本資料の活用により、本県の人権教育がより一層充実されることを期待します。

平成21年3月

島根県教育委員会

目 次

はじめに

[第三次とりまとめ] が出された経緯と概要	1
[第三次とりまとめ] と本資料の活用にあたって	3

Q & A

Q 1 島根県の人権・同和教育はこれまでどのように推進されましたか。 また、これからどのような取組が大切になりますか。	5
Q 2 [第三次とりまとめ] では、人権教育の目標、取組の視点をどのように示していますか。	7
Q 3 教職員の人権感覚を高めるにはどのようなことに留意すればよいですか。	9
Q 4 「人権感覚」の育成に深く関わる「価値・態度的側面」に示された「自己についての肯定的態度」や「多様性に対する開かれた心と肯定的な評価」とはどのようなことですか。	11
Q 5 人権感覚の育成に深く関わる「技能的側面」とはどのようなことですか。	13
Q 6 人権教育の充実を目指した教育課程の編成をする際、どのようなことに留意すればよいですか。	15
Q 7 「隠れたカリキュラム」とはどのような意味ですか。	17
Q 8 人権教育を教科等の学習で行うためにはどのような取組をすればよいですか。	19
Q 9 人権教育の取組が学力に反映するということがいわれますがどのようなことですか。	21
Q 10 人権教育の指導方法の基本原則として重視すべきことはどのようなことですか。	23
Q 11 人権教育の評価を有効に行うためにはどのようにすればよいですか。	25
Q 12 積極的な生徒指導の取組と人権教育とはどのような関係にありますか。	27
Q 13 生徒指導において、児童生徒の問題行動等への対応と人権教育の推進とはどのように結びつくのですか。	29
Q 14 人権尊重の視点に立った学級経営をするにはどのようなことに留意すればよいでしょうか。	31

- Q15 キャリア教育と人権教育との関係はどのようなものですか。 …………… 33
- Q16 家庭・地域との連携を進める際に、どのようなことに留意すればよいですか。 … 35
- Q17 異校種間の連携や、障害のある児童生徒との交流及び共同学習を進めるためには、
どのように取り組めばよいですか。 …………… 37
- Q18 児童生徒の発達段階に即した人権教育の指導はどのようにすればよいのでしょうか。 …………… 39
- Q19 個人情報をどのように取り扱えばよいですか。 …………… 41
- Q20 人権教育研修会に、保護者の参加が少なく効果があがりません。どのような工夫
をすればよいですか。 …………… 43
- Q21 児童生徒の固定的な人間関係が学校の課題としてあがる小規模校です。この問題
の解決のために、どのような取組をすればよいですか。 …………… 44

[第三次とりまとめ] が出された経緯と概要

1 「人権教育のための国連10年」と「人権教育・啓発に関する基本計画」

国連は、全世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)を実施しました。日本においてもそれを受けて国内行動計画が作成され、その取組が行われてきました(「指導等の在り方編」P1、以下「在り方編」)。

また、2004年には、国連総会で全世界的規模での人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を定め、その第1フェーズ(当初その期間は2005～2007年の予定であったが2年延長)においては初等中等教育に焦点をあてることとしました(在り方編P1)。

平成14年(2002)3月に出された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、そのような取組にもかかわらず、様々な人権問題が生じており、特にいじめや暴力など子どもの人権を侵害する事態も深刻化していることを踏まえ、人権教育・啓発のさらなる重要性を指摘しています。一方、学校教育においては、「人権教育が知的理解にとどまり、人権感覚が身についていないなどの指導方法の問題や教職員自身の人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとして、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めています。

さらに、基本計画は「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していくこと」、「人権教育の充実に向けて指導方法の研究を推進する」ことを明示しています。

2 「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」

平成15年(2003)5月、文部科学省は「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく調査研究組織として「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置しました。会議は人権についての知的理解を深めるとともに、人権感覚を十分に身に付けることを目指す人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行い、平成16年(2004)6月に「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」を公表しました。[第一次とりまとめ]は「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする」ことを人権教育の目的として位置付けるとともに、「児童生徒はもちろんのこと教職員一人一人が人権尊重の理念を理解し、体得することが重要であることを強調」しました。

その後、会議は都道府県教育委員会等の協力を得て、人権教育の実践事例・指導事例を集め、理論的な検討を進め、その成果を平成18年(2006)1月[第二次とりまとめ]として公表しました。

[第二次とりまとめ]は、自他の人権の実現と擁護のために必要とされる資質や能力が「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の三つの側面から成り立っていることなど、[第三次とりまとめ]に引き継がれる考え方を示しています。

3 【第三次とりまとめ】

〔第二次とりまとめ〕後、実践的なノウハウ等の情報を求める声を受け、〔第二次とりまとめ〕が示した考え方への理解を深め、実践につながるよう検討を進めた会議は、平成20年（2008）4月に〔第三次とりまとめ〕を公表しました。

〔第三次とりまとめ〕は、理論を示した「指導等の在り方編」と実践事例や参考資料をまとめた「実践編」、個別の人権課題に関する関係法令等をまとめた「個別的人権課題に対する取組」（「実践編」の別冊）で構成されています。

① 「在り方編」

「在り方編」は、次のような内容について説明しています。

- ・ 人権教育を通じて育てたい資質や能力、学校教育における人権教育の目標、人権教育の取組の視点などの基本的な考え方
- ・ 人権教育と「学校づくり」「教育課程の編成」「生徒指導」「学級経営」等との関係
- ・ 計画の立案及び評価の在り方
- ・ 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携
- ・ 「協力」「参加」「体験」を基本原理とする人権教育の指導方法の工夫
- ・ 教育委員会及び学校における研修の取組

② 「実践編」

「実践編」は、「在り方編」に収録できなかった、改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報と、43の実践事例を、「在り方編」第Ⅱ章の項目立てに沿って掲載しています。

「実践編」の活用にあたっては、各学校の計画に位置づけられ、見通しをもって活用することを強調し、実践事例の弾力的な活用と、事例が示す手法等を個別の人権課題の学習に適用することをすすめています。

③ 「個別的人権課題に対する取組」

次の12の人権課題に関する関係法令などを掲載しています。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他（北朝鮮当局によって拉致された被害者等、性的指向を理由とする偏見・差別、ホームレスの人権、性同一性障害者の人権、人身取引など）

〔第三次とりまとめ〕と本資料の活用にあたって

1 本資料の構成

(1) 「Q&A」

本資料の「Q&A」は、県教育委員会がこれまでに発行した「同和教育指導資料第19・20集」「人権教育指導資料」を踏まえながら、「指導等の在り方編」の理解を進めるために作成したものです。また、「Q&A」には、これまでの研修等で多く出された意見に応えるものも加えています。

職員会議などの際の短時間の研修を想定して、簡明に記述しています。

「ふりかえり」は、「Q&A」の内容をもとに、これまでの自分自身の取組を顧みるために設けてあります。小グループでの意見交換のテーマとして活用することも効果的です。

(2) 参考資料及び研修例

「Q&A」にあわせ、次の三つの資料のいずれかを掲載しています。研修に比較的長い時間をとることができる場合などに活用してください。

- ① 「指導等の在り方編」「実践編」に示された図及び表など
- ② 各種資料集からの引用
- ③ 県内の学校で実践されている研修例

2 人権教育に関する校内研修を推進するために

(1) 県内の校内研修の状況～「人権・同和教育推進状況調査」から～

平成20年度「人権・同和教育推進状況調査」を見ると、校内研修方法としては、講義型の研修を実施している学校が75%（幼稚園を含む全ての校種の実施率。以下同じ）、指導案作成など実習型の研修61%、授業評価57%、参加体験型研修の実施は50%でした。

研修を進めていく上での課題として、研修時間の確保、内容選定等が上位にあげられています。

(2) 研修実施上の課題解決のために

① 研修時間の確保

時間の確保のための基本は、研修を年間行事予定にきちんと組み込むことです。

県内で取り組まれている事例として、職員朝礼での簡単な研修報告の実施、職員会議の中に短時間の人権・同和教育に関する研修時間の確保（資料の読み合わせや、人権に関する簡単なスピーチなど）などがあり、効果を上げています。

また、人権教育全体計画や、指導案の作成、児童生徒の生活指導に関する会議などに人権教育の視点を加えていくことも行われています。

② 研修内容の選定

研修内容の選定にあたっては、各学校が児童生徒の支援のために理解を深めたい人権課題等を、管

理職の考えや教職員の希望に即して選定していくことが大切です。そのような個別具体的な課題理解のための研修と、Q&Aを活用した理論的な視点に立った研修を組み合わせることで、教職員の理解の向上が図られると考えます。

また、全体計画の作成及び評価、体験活動を取り入れた学習活動及び授業研究を行う際にQ&Aや参考資料等を利用することで、[第三次とりまとめ] が示す人権教育の理解を深めることが期待できます。

【全体計画及び評価】

全体計画・年間指導計画及び評価を [第三次とりまとめ] の考えに基づいて、修正しようとする場合には、該当の「Q&A」や実践編の次の内容が役立ちます。

- ・「人権尊重の精神に立つ学校づくり」(実践編P3)
- ・「全体計画及び年間指導計画」(実践編P7)
- ・「学校としての取組の点検・評価」(実践編P12)
- ・「学校に対する人権教育推進状況調査の項目例」(実践編P70)
- ・「授業で配慮したいポイント例」(実践編P81)

計画の立案の前に、上記の資料を活用した研修を取り入れることにより、人権教育の理解が深まるとともに、実効性の高い計画・評価とすることが期待できます。

【体験活動を取り入れた学習活動及び授業研究】

実践編にあげられている交流活動などの事例や参考資料を利用して、体験活動の充実を図ることも有効な取組と考えられます。

また、在り方編P7の図(本資料P8)や、「人権が尊重される授業づくりの視点例」(実践編P3,4)などを授業研究で活用し、児童生徒の「聴く」「話す」などのコミュニケーション能力や、児童生徒一人一人に存在感を持たせる発問の在り方などの観点から協議を深めることもできます。

③ 研修の方法

講演会は人権課題の知的理解と、問題解決への意欲を高めるために有効な方法であり、すでに多くの学校で実践されています。「外部講師の講話の教材化」(実践編P35)などを参考とすることで、効果を高められます。

教職員の人権感覚を高めることを目的とした研修に「実践編」に掲載されている児童生徒の活動事例を活用することも有効な取組となります。その際「価値・態度的側面」「技能的側面」の理解を目的とした内容を組み合わせることにより、[第三次とりまとめ] の理解がより進むと考えます。

1 **Q1** 島根県の人権・同和教育はこれまでどのように推進されましたか。また、これからどのような取組が大切になりますか？

5 **A** これまでの島根県の取組の中から、成果と課題を整理し、全教職員の共通理解を図る効果的な教職員研修を創意工夫することが大切です。

【島根県の取組 ～成果と課題～】

島根県では、「同和教育をすべての教育活動の基底に据える」という基本姿勢に基づき、次のような取組をしてきました。

10 (1) **人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育内容の創造に努めてきたこと**

「差別の現実から学ぶ」ことを基本に、学校が取り組むべき教育課題を明確にしながら、人権意識を高め、差別をなくすために行動する意欲と実践力を培う教育内容を創造してきました。

(2) **「進路保障」の推進と充実**

15 学校により把握された児童生徒の進路を阻害する差別や、経済的困難さ、健康や生活面での不安の解決のために、各学校では、すべての児童生徒の自立と豊かな自己実現を支援する「進路保障」に取り組み、全教職員による指導体制づくりや指導計画の作成、教科等の学習、差別や偏見のない集団づくりなどが実践されました。

また、このような教育活動全体を通して取り組まれた課題のある児童生徒への個別具体的な取組と、学級・学校における集団づくりは、課題の解決に大きな成果をあげました。

20 このような取組にあわせ、同和教育という名称のもとで同和問題だけでなく多様な人権課題も広く扱い、参加体験型学習の手法なども積極的に取り入れてきました。

しかし、取組を推進する中で、次のような課題もあげられました。

○教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない。

25 ○指導方法の問題として、児童生徒の知的理解を育成することにとどまり、人権感覚が十分身に付いていない。

○担任や担当者が把握した教育課題やその解決方法が、全教職員の共通理解とならなかった。

【今後の取組 ～課題の解決を目指して～】

30 [第三次とりまとめ]では、全教職員の共通理解を図る研修を効果のあがるように工夫し、すべての学校教育活動で人権尊重の理念に対する理解を深めること。そして、人権感覚の育成を通して、具体的な人権課題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力を身につける指導方法を創意工夫することを掲げています。そして、そのための、多くの研修例や実践例を示しています。

このような[第三次とりまとめ]に示された指導方法等の改善・充実は、児童生徒の思いや願いを中心に据えた進路保障の取組とつながることで、本県の人権教育の推進に一層役立つものとなります。

35

ふりかえり

目の前の児童生徒の思いや願いを、あなたはどのようにとらえていますか。または、その思いや願いを大切にしたい取組がされていますか。

※Q1に関する事項抜粋

1. 同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取り組む。

同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざして取り組まれる教育活動のすべてをその内容とする教育です。また、それは、教育基本法が教育の目的として示している「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」「民主的で平和的な国家及び社会の形成者」の育成をめざす教育でもあります。

そこで、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、同和教育の理念に基づく教育実践を日常的に進めていくことにより、差別のない民主的な社会の実現に努める意欲と実践力をもった人間を育てていくことが大切です。そして、それぞれの学校や教育機関・団体等の全員が一体となって、教育活動全体を通して同和教育を積極的に推進していくことが重要です。

2. 同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路の保障に努める。

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路を保障する取組を同和教育の重要課題に位置付け、組織的、計画的な取組を進めていく必要があります。

推進にあたっては、取組体制を確立し、差別撤廃に取り組む主体性をもって同和地区へ出向き、信頼関係を築きながら、地域の実情や部落差別の実態、及び児童生徒の実態と保護者の意見や願い等を的確に把握する必要があります。そして、その中から教育課題を明確にし、課題解決に向けた教育実践に積極的に取り組むことが大切です。

【進路保障とは】（同和教育指導資料第19集P18,19）

進路保障とは、進学や就職に際して、進路指導や公正な採用選考を実現するための取組みを行うだけではありません。それは、同和地区児童生徒をはじめ被差別の立場にある児童生徒、様々な困難を抱えている児童生徒、さらにはすべての児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、さらに、進路に対する明るい展望と差別立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、幅広い教育活動を計画的に進めていくことです。

3. 人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育内容の創造に努める。

学習者一人一人が自分の生活や生き方と関連づけながら部落差別をはじめとする差別の不当性や不合理性を科学的に捉え、差別を見抜き、差別を許さない人権意識を高め、差別をなくすために自ら行動する意欲と実践力を培う教育内容の創造に努める必要があります。

教育内容の創造にあたっては、何よりも差別の現実から学ぶことを基本に、地域や学習者の実態に即し、部落差別をはじめとする差別に対する科学的認識を育てる学習内容と方法の創意工夫が必要です。また、人間の尊厳に対する認識と人権尊重への自覚を深め、差別を見抜く鋭い感性や差別を許さない確かな人権意識を陶冶し、自他の人権を尊重する生き方を培う多様な学習内容の創造が求められます。

Q2

【第三次とりまとめ】では、人権教育の目標、取組の視点をどのように示していますか。

A 人権教育の目標を「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」が行えることとし、目標を達成するためには人権に関する「知的理解」にあわせ、校内の人間関係、雰囲気づくりと、「人権感覚」の「価値・態度的側面」「技能的側面」を意識した取組の視点が大切となります。

平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校での人権教育は、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身につけていないなど指導方法の問題」等があるとの指摘がありました。【第三次とりまとめ】は、その問題を解決する指導方法等を示したものです。

【人権教育の目標と各校ごとの目標設定】

【第三次とりまとめ】は、人権尊重の理念を、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」とし、人権教育の目標を、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」が行えるようにすることとしています。そして、各学校が、児童生徒や学校の実態を踏まえた具体的な目標を設定することの大切さを示しています（在り方編P8）。

【人権教育の取組の視点】

【第三次とりまとめ】は、人権に関する知的理解と人権感覚が結びつくことで、問題状況を変えようとする人権意識または意欲・態度が生じ、自他の人権を守る実践行動に連なっていくとしています（在り方編P7）。人権感覚に深く関わる「価値・態度的側面」「技能的側面」の学習にあたっては、次の二つの視点が大切になります。

(1) 校内の人間関係、雰囲気づくり

【第三次とりまとめ】は、教職員間、児童生徒間、教職員と児童生徒間の人間関係が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」関係になっているか、職場や教室の雰囲気はどうかを検討し、課題がある場合には、その解決に向けてすぐに取り組むことを提唱しています（在り方編P9）。

人間関係、職場や教室の雰囲気づくりのためには、自分の考えを率直に語ることができる小グループでの意見交換などが有効と考えられます。例えば、学校評価をもとにした反省と次年度への目標設定を行う際に、小グループでの意見交換を取り入れることなどが考えられます。

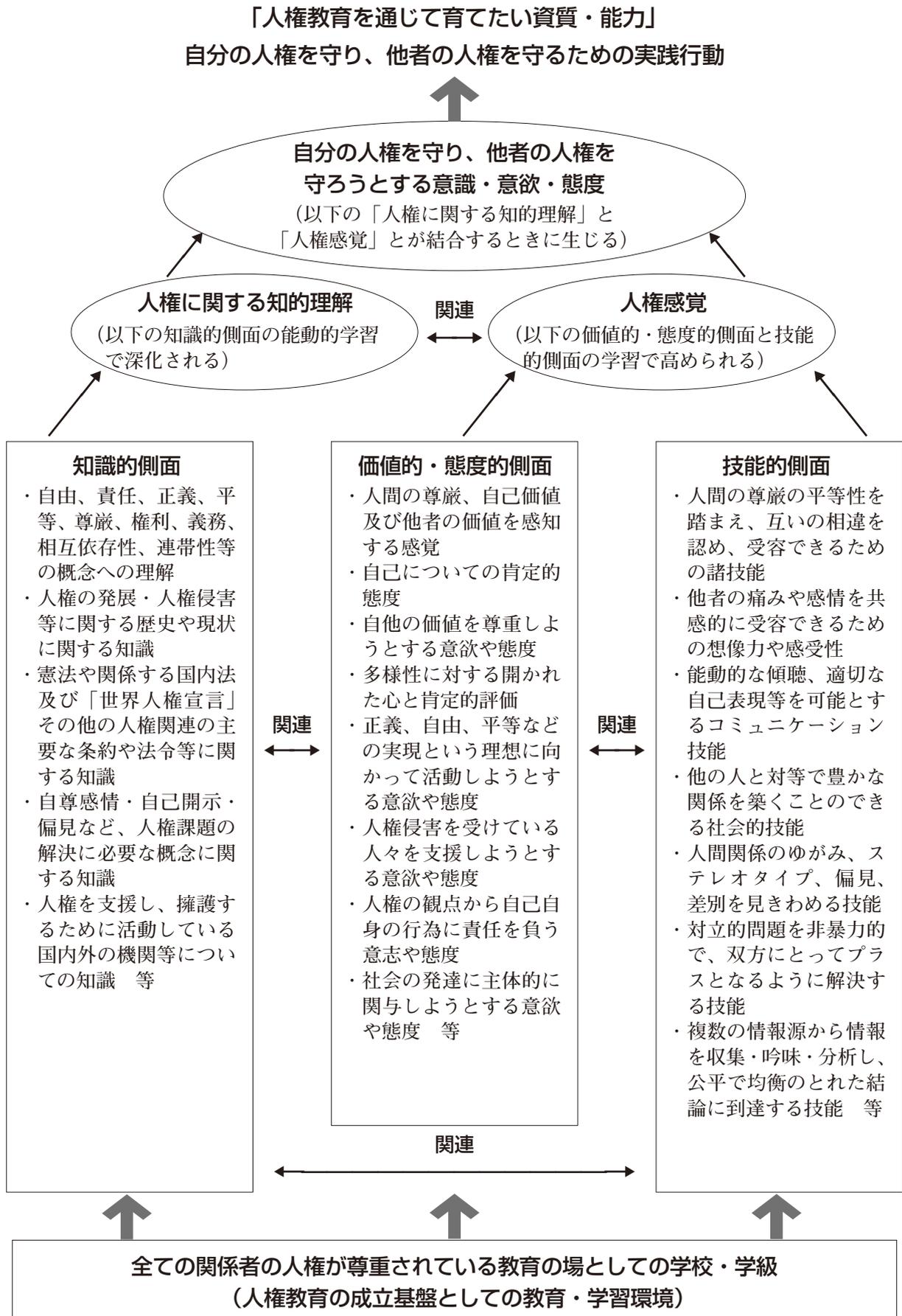
(2) 「価値・態度的側面」「技能的側面」を意識した取組

【第三次とりまとめ】は、下記の①～③の力・技能を例示し、「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の各場面において、力・技能が身に付くよう取り組むことが、人権感覚を健全に育むために望まれるとしています（在り方編P7,9）。

- ①他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ②能動的な傾聴や、適切な自己表現を可能とするコミュニケーション能力や技能
- ③対立的な問題を非暴力的で、双方にプラスとなるように解決する能力や技能

ふりかえり

教室内の人間関係、雰囲気をよくするために、あなたはどのような取組をしていますか。または、取り組めばよいと考えますか。



Q3

1 教職員の人権感覚を高めるにはどのようなことに留意すればよいですか。

5 **A** 人権感覚を高めるためには、講演や校外の研修会報告などによる知識的理解を深める取組に加えて、多様な考えを受け止めることができる研修の雰囲気づくりや、教職員間のコミュニケーションの質を高めることに留意することが重要です。

【人権感覚の定義】

[第三次とりまとめ] は、人権感覚を次のように定義しています。

10 「人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。」(在り方編P5)

【多様な考えを受け止めることができる研修の雰囲気づくり】

15 人権感覚の基盤となる「人権の価値や重要性」に対する認識は、その人の経験や学習歴などにより違いがあります。例えば、児童生徒を呼ぶ際「さん」「くん」を付ける取組にも、「呼び捨てで問題がなかった」など、各自の経験や学習歴に基づいて、様々な意見が出されることがあります。人権感覚を高める研修などを計画する際には、人によって考えが違うことを前提とする必要があります。

20 研修で扱った事例について「なぜ問題なのか」と疑問を持った人に対して、「問題があるのは明らか」と応じては、研修を通して認識を新たにしようとする人の意欲を削いでしまいます。考え方に違いがあることを受け止め、疑問や思いが出せるような研修会の雰囲気づくりに努めることが大切です。そのためには、小グループでの意見交換や参加体験型学習、学習指導案の作成を通じた実践型の研修等が有効です。

25 意見が出しやすい研修等を積み重ねることにより、日常の教職員間のコミュニケーションがより緊密になり、人権感覚が高められることが期待されます。生活の中で気づいた点を意見として出すことにより、発言者の人権感覚だけでなく、聞く側の人権感覚も高まると考えられるからです。

例えば、児童生徒の現状と支援の方法を話し合うための会議の充実により、職員室内で、児童生徒に関する情報交換が行われ、迅速な支援を行えるようになれば、教職員間の信頼関係が高まり、より質の高いコミュニケーションが行われるというよい循環が期待できます。

【教職員間のコミュニケーションの質を高める取組】

30 教職員がよいコミュニケーションを行っていくためには、「対立的な問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能」など、[第三次とりまとめ] が提唱している「価値・態度的側面」、「技能的側面」を研修等で理解し、会議等において実践していくことが望まれます。

ふりかえり

職員会議などで意見を出しやすい雰囲気をつくるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

研修例 「教職員の人権感覚を高めるためのチェックリストづくり」

【目的】

教育現場においては、体罰、セクハラなどの人権侵害や教職員の不適切な言動によって児童生徒の心を傷つけることが数多く起きている。児童生徒へのこのような直接的な言動だけでなく、人権教育を進める立場の教職員自身のちょっとした仕草や表情なども、児童生徒の人権意識・人権感覚に大きな影響を与える。そのため、教職員自身が定期的に自らの人権感覚を振り返ることは人権教育を進めるために不可欠である。

本研修は、教職員自身が自らの職務及び教職員集団の中での自分の言動について振り返るためのチェックリストづくりを通して、人権感覚の高揚を目指す。

【研修の進め方】

活動1 全体研修（20分）

- ・教職員の言動が学校内の雰囲気を作り出すことや人権侵害を起こしたりすることを、資料を読み、感想を話し合うことで理解することを目指す。

体罰・セクシャルハラスメント等の事例

子どもへの不公平な扱いについて（呼び方、対応）

活動2 グループ研修（30分）

- ・教職員の人権感覚はどのようなところに現れるのかを話し合う。
- ・グループ別に次の場面①～⑤を一つ選び、その場面での教職員自身の人権感覚のチェックリスト表を作成する。

①授業中 ②休憩中 ③部活動中 ④職員室で ⑤その他

その際、人権教育の指導方法等の在り方〔第三次とりまとめ〕実践編を活用する。

実践編該当部分 P3～6「人権尊重の精神に立つ学校づくり」

P13～15「点検・評価アンケートの項目」

P81「授業で配慮したいポイント例」

活動3 各グループの発表（10分）

- ①～⑤までの発表を聞き、自分自身の人権感覚を振り返る。

事後 作成した表を全職員に配布し、それを使い定期的に振り返る。

1 **Q4** 「人権感覚」の育成に深く関わる「価値・態度的側面」に示された「自己についての肯定的態度」や「多様性に対する開かれた心と肯定的な評価」とはどのようなことですか。

5 **A** 「自己についての肯定的態度」とは、自分を大切な存在だと思い、自分に自信を持っていることを言います。「多様性に対する開かれた心と肯定的な評価」とは、集団や個人の間にある「違い」を意味あるものと認め、よりよい人間関係や社会を築くために役立てていくことです。

【人権感覚を育む上で重要な資質・能力】

10 [第三次とりまとめ]では、人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、人権感覚の育成に関わる価値や態度の育成が不可欠であると述べ、そのうちの「価値・態度的側面」としていくつかの資質・能力を示しています。ここで取り上げた二つの内容は、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになるための基盤をなすものとして大変重要であると考えられます。

【自己についての肯定的態度】

15 自分を大切な存在だと思い、自分に自信を持っていることをいいます。その構成要素には「自分が周囲から受け入れられていると思える感性」と「自分を尊重できる感性」の二つがあるとされ、特に前者は、我が国の子どもたちに今もっとも育みたいものの一つとも言われます。[第三次とりまとめ]でも、「個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意識が芽生え、育つことが容易になる」(在り方編P8,9)と述べています。

20 一方後者は、自分自身が自己を受け入れる感性とすることができます。これらの感性は、教師や家族、友人など身近な人々の共感的な姿勢や肯定的な評価の積み重ねによって、子ども自身が本来持っている力を発揮することにより育まれるものです。

【多様性に対する開かれた心と肯定的な評価】

25 「多様性」という概念には、人種や民族の「違い」はもとより、性別、年齢、信じる宗教等の「違い」なども含まれると考えられます。そうした集団や個人の持つ「違い」に気づき、それを憎悪や偏見・差別の理由とすることなく肯定的に受け止め、より望ましい人間関係や社会を創造するための「力」としていこうとする態度は、「他の人の大切さを認めること」ができるための大切な要素です。

30 また、多様性への気づきと理解に基づく、寛容で受容的な教職員の姿勢は、児童生徒が自分の思いや願いを出し合える学校・学級の雰囲気づくりにつながり、「自分の大切さを認めること」すなわち前述の「自己についての肯定的態度」を育む基盤ともなるのです。

ふりかえり

「自己に対する肯定的態度」を身に付けさせるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

研修例 あなたのよいところさがし（実践編P84参照）

【目的】

- ・自分を肯定的に評価されることによる自尊感情の高まりを体験する。
- ・相手を肯定的に評価する態度を身に付ける。

【研修の進め方】

- (1) 二人一組になって、一人が相手のこれまでの行動で、良いなあと考えたことを一定時間以内（3分）で伝える。もう一人は、自分へのメッセージを頷きながら黙って聴く。
- (2) 聞き手と話し手を交代する。
- (3) 感想を出し合う。

研修例 4つのコーナー（部屋の四隅）

【目的】

人それぞれ多様な考えがあることに気づき、相互理解を深めて仲よくしていこうとする態度を育てるための参加型学習を体験し、実践につなげる。

【研修の進め方】

- (1) 広い部屋の四隅にカード（YES、どちらかといえばYES、どちらかといえばNO、NO）を掲示しておく。
- (2) いくつかの質問を用意しておき、参加者はファシリテーターが読み上げた質問への答えに該当するカードが貼ってある場所に移動する。
例 「私は旅行が好きだ」
「下級生は上級生の言うことを聞くべきだ」
「いじめはなくなる」
- (3) 一つ一つの質問の後で、数人にその答えを選んだ理由を聞く。
理由がはっきりしている場合は、意見の違う者同士を話し合わせてもよい。
その場合、どちらがよりよいかという判断はせず、お互いの意見の違いを認め合うことに重点を置く。
- (4) 学習をして気がついたことを発表し合う。
どんな意見に対しても否定はしない。

Q5

人権感覚の育成に深く関わる「技能的側面」とはどのようなことですか。

A 自他の人権を尊重していくためには、人権感覚の育成が重要です。そのためには、さまざまな技能の助けが必要です。

【人権感覚の定義】

【第三次とりまとめ】では、「人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。」そして、こうして獲得された様々な技能が「人権感覚を鋭敏にするのです」（在り方編P6）と述べています。以下では、このうちの三つの技能について、具体的にとりあげます。

【コミュニケーション技能】（在り方編のP6とP7の図参照、以下同じ）

相手の話を傾聴し、自信を持って適切な自己表現を可能とするコミュニケーション技能は、自分の大切さと他者の大切さを認めるうえで不可欠な技能です。このような技能が磨かれることで、他の人の立場を理解し、その人の考えや気持ちを理解することができ、他者理解や共感という感性は育まれます（実践編P30参照）。

【合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能】

複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能や、人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能など複数の技能が考えられます。これらの技能は様々な教育活動の中で育むことができます。また、児童生徒の発達段階と深い関係があるため、どのような技能を児童生徒に身につけさせるべきか、ねらいをしばった取組が必要です（実践編P54,P57参照）。

【協力的・建設的に問題解決に取り組む技能】

自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、それを実現させる技能は、「他の人とともによりよく生きようとする」「集団生活の基盤を形成し、義務や責任を積極的に果たそうとする」ことと結びつき、人権感覚の育成にとって大切な技能の一つです（実践編P33参照）。

人権感覚の育成に深く関わる技能的側面は、学校での計画的な取組によって身に付きます。すでに多くの学校では、異校種間での連携により、継続的な取組がされています。今後も、学校教育全体が、人権感覚の技能的側面を磨くという視点で、計画的に取り組まれているかどうか、見直してみることが大切です。

ふりかえり

自校の児童生徒には、どのような技能が育っていて、また、今後育成すべき技能はどのような技能ですか。

【目的】

対立や争いごとの解決法がわからず、しばしば深刻な結果を生むことがある。3つの解決法を示し、それぞれが関係者にどのような影響を与えるかを考え、実際生活の中でその成果を生かせるようにする。

児童生徒の学習活動として紹介されている研修例であるが、教職員の研修に利用することで、児童生徒の学習を円滑に行えるようにするとともに、教職員自身が対立的な問題を非暴力的で、双方にとってプラスになるように解決する技能についての理解を深めることを目指す。

【研修の進め方】

- (1) 対立や争いごとには3つの解決法が考えられることを説明する。

- ①どちらも益を得られない解決法
- ②一方だけが他方を犠牲にして益を得る解決法
- ③お互いが益を得る解決法

- (2) それぞれの解決法を例えば次のような例話で説明する。

「日曜日に、友達と遊びに行くために待ち合わせすることにしました。しかし、約束の時間になっても友達は現れませんでした。やって来たのは1時間後。遅れてきた友達は携帯電話の電池も切れており、連絡もできなかったようです。しかし、結果的に今日の遊びの計画は台無しになり、あなたは、すごく怒っています。

遅れた理由も確認もせず、遅れた点だけを非難することは、お互いの関係を壊しかねず、①のどちらも益を得られない解決法といえます。

次に、1時間待った側が、遅れた理由も確認もせず、遅れても自分は気にしないと言ってしまうのは、②の一方だけが犠牲になる解決法です。

最後に、遅れた理由をきちんと確認し、「自分は今日の計画が行えず残念だと思っていること」等自分の思いを明確に伝えることは、相手も遅刻の理由を説明する機会を得るとともに、待った側も自分の考えを伝えることができていることで、③の解決法と言えます。

- (3) グループに分かれ、自分たちがどんな対立や争いを経験したことがあるか振り返る。家庭や学校からはじまって、社会で起きた出来事などについても意見交換を促す。
- (4) (2)の例話になぞらえて、それぞれの経験における当事者の誰がそのときの解決方法から益を得たかを分析し、お互いが益を得る解決法は何かを考える。
- (5) 全体会で発表する。

1 **Q6** 人権教育の充実を目指した教育課程の編成をする際、どのようなことに留意すればよいですか。

5 **A** 教育課程の編成に際しては、人権教育が全ての教育活動を通して組織的に推進されることが大切であり、次の点に留意する必要があります。

【人権教育の充実を目指した教育課程の編成】

10 人権教育は各教科等（各教科、道徳、総合的学習の時間及び特別活動等）や、それ以外の活動（生徒指導、教育相談、進路指導等）のそれぞれの特質を踏まえ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切です。

その展開の際には「人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要」（在り方編P11）であり、教育課程の編成にあたっては次の点に留意する必要があります（在り方編P12）。

15 【教育課程の編成に当たっての留意点】

1 「地域の教育力」を活用する

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進する。

20 県内においても「人権・同和教育」や「ふるさと教育」等で「地域の教育力」を活用した取組が多くみられます。県内のある小学校は、地域の人たちとの豊かなふれあい体験の成果を次のように報告しています。

25 「人と身近に話したり肌のぬくもりを感じたりするふれあい体験は、その人柄や生き方にふれ、人の温かさや大切に気づくものであった。子どもたちの心に深く響く感動体験であった。そして、その感動体験を振り返って言葉に表現することによって、体験は子どもたち一人一人の心に根付くものとなり、人に伝える『伝え合い』の作業を通して、子どもたちの自尊感情を高めることにつながった。」「子どもたちがふれあい体験や交流活動を通して、自然な関わりの中で思いやりのある言葉かけや行動が意識せずに行えるようになってきている。」

2 「体験的な活動」を取り入れる

30 フィールドワークなどの体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」を育て、人権感覚を育成する。

「体験的な活動」については、Q10参照。

3 学習形態、教育方法上の工夫を行う

35 児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的に応じて、計画的に、一斉学習・グループ学習・個別学習などの学習形態の工夫を行う。また、目的・内容に応じて、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのチーム・ティーチングを取り入れたり、コンピュータなどの情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法の工夫を行う。

県内においても「人権・同和教育」等で学習形態、教育方法上の様々な工夫がみられます。県内のある中学校は、ペア学習・グループ学習に積極的に取り組み、その成果を次のように報告しています。

「自分の気持ちを受けとめてもらっていることを実感でき、他者の発言や行動を肯定的に受け入れる気持ちが育ってきている。」「グループで人権・同和問題を解決策まで話し合うことができた。」

4 「生き方学習」や進路指導と関わらせる

学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。

人権教育と進路指導・キャリア教育の関係は、Q15参照。

ふりかえり

留意点1～4のうち、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

1 Q7 「隠れたカリキュラム」とはどのような意味ですか。

5 A 「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方や雰囲気であると言えます。

【隠れたカリキュラムと人権教育の関連】

10 「隠れたカリキュラム」とは、[第二次とりまとめ] から参考資料として示された概念で、アメリカの社会学者B・ジャクソンの造語である“The Hidden Curriculum”の訳語です。その後、B・シュナイダーが、同名の著書を刊行してこの言葉を広めました。教育学・教育社会学の分野でよく用いられ、「潜在的カリキュラム」と表現される場合もあります。

15 その意味するところを、[第三次とりまとめ] では冒頭の記述のように説明しています。また人権教育との関連についても、「児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる『隠れたカリキュラム』が重要であるとの指摘がある。」(在り方編P9)と述べています。

【隠れたカリキュラムの具体例】

20 [第三次とりまとめ] では、さらに「いじめ」の問題を例にあげ、『いじめ』を許さない態度を身に付けるためには、『いじめはよくない』という知的理解だけでは不十分である。実際に、『いじめ』を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて『いじめ』を許さない態度を身に付けることができるのである。だからこそ教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である」(在り方編P9)と述べています。

25 例えば、教職員が級友とのトラブルを訴えた児童生徒の声を真剣に受け止めようとせず、聞き流して何も対応しようとしなかったり、他の教職員や保護者の悪口を平気で児童生徒の前で言ったり、また職員室での教職員間の会話がなく冷たい雰囲気が漂っているような学校では、いくら「いじめをやめよう」などと語りかけても、決して児童生徒の心に響くことはありません。そればかりか、反対に陰で「いじめ」をしたり、傍観したりすることを助長してしまうことになりかねません。

【望ましい「隠れたカリキュラム」の実現のために】

30 このように、教職員間、児童生徒間、教職員と児童生徒間の人間関係や、学校・学級の全体としての雰囲気などは、まさに学校教育における人権教育の基盤をなすものと言えます。この基盤づくりのためには、まずもって教職員一人一人の人権尊重の理念に対する理解と認識を深めていく必要があります。さらに、互いに考えを聞き合う、言い合う、受け入れる、提案し合うなどの活動を大切にしながら、人権感覚を高め合う教職員研修を学校全体で進めていくことが求められています。(Q3参照)

35 ふりかえり

教育活動や日常の生活場面で、あなたは、自分の言動に決めつけや偏見がないかをどのようにふりかえていますか。または、ふりかえればよいと考えますか。

参考資料 授業等で配慮したいポイント例（実践編P81の抜粋）

人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味をもつこととなる。

教員は、日々の授業や学習活動、学級経営の中で、児童生徒に対する適切な配慮を行い、一人一人が大切にされる学習環境づくりに努めなければならない。

これらを踏まえ、以下のような視点から、日々の授業等の在り方を繰り返し検証し、学習環境の改善に努めていく必要がある。

場 面	内 容	留意点
児童生徒の呼名	子どもによって異なる呼び方不公平感などを与えていないか。（「〇さん」、「〇ちゃん」、呼び捨てなど）	子ども一人一人に対するイメージやとらえ方が、呼称の違いに表れることがある。一人一人に不平等感を感じさせない配慮が必要である。
席替えやグループ決め	くじびき、名簿順等で決めたり、児童生徒同士で決めさせたりしていないか。	座席やグループを決める際には、児童生徒の個々の事情（視力・聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等）に十分配慮する必要がある。変更等を行う場合にもその判断を行うのは教員である。
机間（個別）指導	机間指導の仕方に偏りはないか。	児童生徒の求めに応じて机間指導を行うと指導の在り方に不均衡が生じてくる場合がある。個別指導の記録をとり、意図的・計画的な机間指導が行えるようにする。
児童生徒の言動等に対する改善点の指摘	特定の児童生徒への改善点の指摘を、他の児童生徒に求めているか。（「（今の発言が）聞こえましたか？」等）	児童生徒の言動等への否定的な評価に基づく改善点の指摘をクラス内の他の児童生徒に求めていると、該当児童生徒に対する負の評価観を、クラス内に固定化してしまうことにもつながっていく。このような評価・指摘は、原則として教員が自らの責任で行う。

Q8

人権教育を教科等の学習で行うためにはどのような取組をすればよいですか。

A 自分にとって人権が身近に感じられる学習や、体験を活かす学習などを取り入れるとともに、学習環境を整える取組を進めることが大切です。

教科等での人権教育の取組について、「指導に当たっては、(各教科等の) 目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもない」とした上で、「現代社会における人権尊重の理念の徹底の重要性をかんがみれば、児童生徒に対しては、人権に関わる資質・能力をトータルに身につけさせる必要がある」と強調しています。「トータルに身につける」資質・能力とは、「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の三側面で捉えることができます。三側面のどの部分に重点をおいて指導するかは、各教科等及び各学校の実態に応じて決定していく必要があります(在り方編P22参照)。

また、「人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つ」(在り方編P6) ことを大切に、学習上支援が必要な児童生徒への取組を充実させていくことが重要です。

【知的理解に関わる指導内容】

[第三次とりまとめ] は、人権に関する知識が「社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化」されていない(在り方編P22) と指摘しています。その状態を改善するために、「児童生徒が自分自身に直接関わる問題」を提示し、自らの問題と考えられるような取組や、「権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか」(在り方編P23) を学習内容に組み込むこと等が提案されています。

【人権感覚の育成に関わる指導内容】

「在り方編」P7の図では「価値・態度的側面」「技能的側面」として多くの項目が挙げられています。

そのため「その要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて、様々な場面や機会を生かして促進を図る取組が必要となる」とした上で、「特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力」を具体的にあげ、その育成の大切さを強調しています。そして「できるだけ直接的な体験を活かす」「ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッションなどの能動的な手法を取り入れること」(在り方編P24) を提示しています。

【人権教育の成立基盤となる教育・学習環境】

「人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる」(在り方編P6) としています。実践編P3~6、P81で示されている留意点・ポイントを見ると、人権が尊重される授業として、「(児童生徒) 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く」などの教職員の態度や、理解に応じた教材の準備などを示しています。[第三次とりまとめ] は幅広い留意点を示していますので、実践する項目を選択し、継続的に取り組むことが重要です。

ふりかえり

学習環境を整えるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組みがよいと考えますか。

参考資料 知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例（在り方編P23）

- ① 社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際に、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広い内容構成を工夫する。単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効である。
- ② 総合的な学習の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会を活用して、法教育の観点からも、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用する。条約等の一部分のみの使用であっても差し支えなく、例えば、児童生徒の発達段階やその他の実態に照らして適切なものがあれば、それを適宜取り上げる。まず本文の内容を学習した上で、それをテーマとして話し合ったり、必要な情報を新たに探求したりして、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進める。また、自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか等に関する実践的で具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。
- ③ 外国語の時間に、例えば世界人権宣言や児童の権利条約等の日常英語版テキスト等を教材として活用する。語学的な能力の育成と同時に、実際生活で将来必要となるような人権に関する生きた知識の習得や内的価値の促進に結びつける。

参考資料 人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容の構成の例（在り方編P24）

- ① 国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。
- ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会をとらえ、できるだけ直接的な体験を活かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効である。

Q9

人権教育の取組が学力に反映するということがいわれますがどのようなことですか。

A 校内に人権教育の理念に基づく教育活動を行き渡らせ、一人一人の存在や思いを大切にすることは、「確かな学力」を育む上において重要な観点の一つとなると考えられます。

【進路保障の取組と確かな学力】

これまで本県の同和教育において大切にされてきた取組の一つに「進路保障」の取組があります。「進路保障」とは、同和地区の子どもたちをはじめとしたすべての子どもたちが、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けていくよう、個々の児童生徒の実態の把握を踏まえた幅広い教育活動を計画的に進めていくことです（同和教育指導資料第19集 P18,19）（本書P6）。

なかでも、子どもたちが将来自立して安定した生活を送るために必要な「確かな学力」の育成は、学校教育における重要な課題の一つであり、これまで一人一人の学習実態の把握に基づくきめ細やかな指導の工夫や、支え合い、学び合う集団づくりの取組などが進められてきました。

【人権教育の視点からの学校づくりと学力向上】

〔第三次とりまとめ〕は、「学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進」という項目の中で、「『確かな学力』を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければならない。」（在り方編P15）と述べています。

学校全体として「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係を培い、学習意欲の向上に努めるなど、人権教育の理念に基づく取組を大切にすることは、学習指導の効果的な実施を図る上での重要な観点となり、「確かな学力」を育む上で大きな力となることは明らかです。

【効果のある学校】

このほかにも【参考】として、教育的に不利な環境のもとにある児童生徒の学力水準を、学力向上と人権感覚の育成とを併せて追求することで押し上げることに成功している学校の存在を紹介しています。「効果のある学校」と呼ばれ、以前からアメリカなどにおいて研究の対象とされてきたこれらの学校では、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても大きな効果を上げていると述べています。その背景として、やはり「一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に一人一人の存在や思いが大切にされるという状況が成立していなければならないからである。」（在り方編P15）と指摘し、人権尊重の理念に基づく教育活動を校内に行き渡らせることの大切さを改めて訴えています。

ふりかえり

日々の教育活動において、一人一人の児童生徒の存在を大切にするために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

参考資料 人権が尊重される授業づくりの視点例（実践編P3抜粋）

視 点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感を持たせる支援を工夫する。	「授業に参加している」という実感を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 ○ 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 ○ 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○ 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○ 自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫する。 ○ 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ○ 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切にする姿勢を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○ 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 ○ 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人間関係を育成する支援を工夫する。	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○ 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○ 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる ○ 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○ 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○ 互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。

Q10

人権教育の指導方法の基本原則として重視すべきことはどのようなことですか。

A [第三次とりまとめ] は、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」「参加」「体験」を中核に置き、とりわけ学習では、「体験すること」を学習サイクルの中に位置付けることの大切さを強調しています。

【人権教育の指導方法の基本原則は「協力」「参加」「体験」】

[第三次とりまとめ] は、人権教育を通じて育てたい資質・能力を「自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」とし、「人権に関する知的理解」と「人権感覚」が結びつくことにより育むことができるとしています（在り方編P5）。

「知的理解」の指導について「人権についての知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫すること」が求められるとしています。（在り方編P27）

「人権感覚」を高める指導については「児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものである」と断言し、「人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」「参加」「体験」を中核に置く」と明確に示しています（在り方編P27）。

例えば「ちがいのちがい」という参加体験型学習は、「あっていい違い」「あってはならない違い」について話し合い、差別についての知的理解を深めるために有効な学習です。また、グループ全員が自分の考えを話し、他の人の意見を聞くことで、児童生徒の「参加」「協力」により学習が進められます。そして、話す技能や聴く技能などを意識することにより、よいコミュニケーションのとり方を「体験」的に学ぶことができる学習でもあり、人権教育の指導方法の基本原則にかなったものといえます。

【体験することを学習サイクルの中に位置付けることが大切】

「協力」「参加」「体験」のうち、特に「体験的な学習」については、「体験することはそれ自体が目的なのではなく」と言い切り、『話し合い』、『反省』、『一般化』、『適用』という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事項を内面化し、自己変容へ結びつけさせる」（右図参照）（在り方編P29）ことが重要であるとしています。

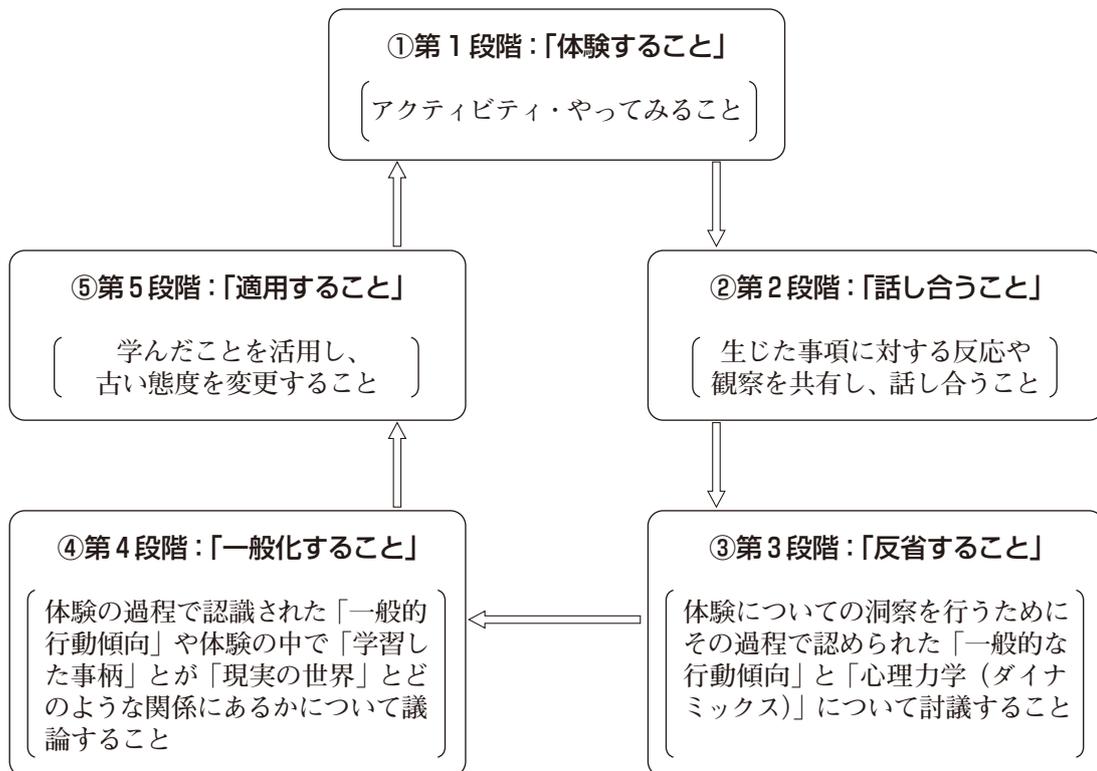
体験的な学習後の「話し合い」「反省」などを行うためには、学習の目的等を児童生徒が理解できるように事前説明を充実させること、事後には学習をふりかえる場を設定しておくことが重要です。あわせて、教員は児童生徒の学習への関わりの様子、コミュニケーションの習熟の程度などを把握し、次回の学習につなげていくことが大切です。

ふりかえり

担当しているクラスのグループ学習の質を高めるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

参考資料 「体験的な学習」に関する学習サイクル（在り方編P28）

「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「参加体験型学習」の名で、従来より普及してきたところであるが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が特に求められているといえよう。つまり、「体験すること」はそれ自体が目的ではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものである。個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものである。こうした基本的視点を踏まえた活用が是非とも必要である。



Q11

人権教育の評価を有効に行うためにはどのようにすればよいですか。

A 評価項目を絞り込み、具体的な表現にすることで有効な評価が行えます。保護者等からの評価を実施するには、活動を見る機会を設けること、結果の公表、意見交換の場を設けることが大切です。

〔第三次とりまとめ〕は、評価について次のような指摘をしています。

- ・「学校における活動全体の評価の中で定期的に点検・評価を行い、主体的に見直しを行う」
- ・「(人権教育の取組と評価に) 関する情報は、保護者や地域の人々に対しても積極的に提供するよう努める」
- ・「学校評議員や保護者等の意見を聞く機会を設けることも重要となる。」(在り方編P16参照)

【評価項目の絞り込み】

「学校における活動全体の評価の中で」点検・評価を行うには、人権教育の全体計画・年間計画を策定する段階で評価項目を絞り込んでおく必要があります。そうすることで、日々の各教科や校務分掌での取組の中で、評価項目が意識され、有効な評価が期待できるからです。

【評価項目を具体的な表現で～教職員・児童生徒の授業に対する評価を例に～】

授業に対する評価項目の設定には、「人権が尊重される授業づくりの視点例」(実践編P3)が大きなヒントを与えてくれます。

例えば、「児童生徒一人一人を大切に」するために、教員は「一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く」(実践編P3)こと、児童生徒は「お互いの発言を最後まで聴く」(実践編P3)などが示されています。その例示をもとに、「一人一人を大切にしたか」という評価項目を「お互いの発言を最後まで聴いたか」という具体的な表現に換えれば、教職員も、児童生徒も評価を行いやすくなります。

「お互いの発言を最後まで聴いたか」などのような具体的な評価項目を常に意識し、授業中に「お互いの発言を最後まで聴く」習慣が身に付くように取り組むことにより、「価値・態度的側面」「技能的側面」に着目した学習が日常化され、人権感覚を高めていくことができます。

また、このような取組は、教職員が児童生徒との関係を見直すことにもつながり、より効果的な指導が可能になることが期待されます。

【保護者等による評価（活動を見てからの評価、結果の公表、意見交換の場の設定）】

〔第三次とりまとめ〕では、保護者等による評価について、学校・学年・学級における取組を公開し、「授業参観後の保護者との懇談会」等を設けて活動状況の説明を行うとともに、保護者等の意見や感想を聞く機会をもつことが大切としています。そうして得られた評価について、「結果を公表すること」「調査結果をもとに学校評議員などの意見を求めたり、PTAの会合などにおいて意見交換を行う」(在り方編P19)ことを提唱しています。

ふりかえり

人権教育の評価項目をどのように設定していますか。より具体的な表現にするためにはどのようにすればよいと考えますか。

【教員向け】

観 点	項 目 (例)
学年・学級経営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育の視点が学級経営目標の中に位置付けられている。 ○ 児童生徒の不安や悩みを受け止める体制ができている。 ○ 配慮や支援を要する児童生徒への支援について共通理解を図っている。 ○ 言語環境及び教室環境の適正化を図り、偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかいや掲示物等の指導をしている。
教科等指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権についての知的理解を深める指導を推進している。 ○ 人権感覚を育成する指導を推進している。 ○ 人権教育の視点に立った各教科等の指導目標や年間指導計画が作成されている。 ○ 道徳の時間や学級活動の時間で、人権に関する内容を計画的に指導している。 ○ 様々な人権課題を身近な生活と結びつけて理解できるようにするための教材の工夫を行っている。 ○ 人権教育の指導を進めるに当たり、協力的・参加的な学習を取り入れる、体験活動や交流活動を多様に組み入れるなど、指導方法の工夫を行っている。 ○ 人権を尊重し支え合う集団づくり（人間関係づくり）に取り組んでいる。 ○ 集団活動において、児童生徒が、互いのよさを認め合い協力するとともに、自己を生かすことのできる場や機会を適切に設けている。 ○ 学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行っている。
生徒指導、教育相談、進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的生徒指導の視点に立って、相互に人権を尊重し、支え合う人間関係づくりを援助している。 ○ いじめ等の実態を的確に把握し、課題解決を図るための校内組織を整備している。 ○ 児童生徒理解については、受け身の姿勢だけでなく、一人一人の性格や抱える問題等を積極的に理解・把握するための取組を、日頃から行っているか。 ○ 児童生徒が自他のよさを理解し、将来への目標と希望を持って生きることができるよう指導・援助している。 ○ 自己の進路や生き方について考える機会を設けている。 ○ 人権教育の視点から進路指導の目標が立てられている。

Q12 積極的な生徒指導の取組と人権教育とはどのような関係にありますか。

5 **A** 積極的な生徒指導の取組とは、生徒指導本来の意義である「個々の児童生徒の自己指導能力の育成」をめざす取組であり、この取組は学校において一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動と相通じるものです。

【積極的な生徒指導の取組と人権教育】

10 自己指導能力の育成とは、生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるような資質・能力・態度を育むことです。

「第三次とりまとめ」では、学校における生徒指導は「個々の児童生徒の自己指導（能）力を伸ばす積極的な面にその本来の意義があり、全ての児童生徒の人格のよりよき発達を目指す」（在り方編P12）と示しています。

15 この積極的な生徒指導の取組は「[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を育成し、学校において、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動とも、互いに相通ずるもの」（在り方編P12）であるといえます。また、このことは「暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資する」（在り方編P12）ことになると考えられます。

20 児童生徒自身が運動会等の学校行事、あるいは清掃活動等の日々の教育活動の場面で、自他の役割を理解し、目標を達成するために自ら人間関係を構築して、それを生かしながら見通しを持って活動できるよう意図的に個別指導や集団指導を行うことは、積極的な生徒指導の取組といえます。

このような取組を通して、児童生徒が望ましい人間関係を形成し、人権感覚を育み、それが具体的な態度や行動に現れるようになることは、人権教育の目標を達成することにつながります。

【自己指導能力の育成と集団づくりの取組】

25 学校における生徒指導は「学校生活が、児童生徒一人一人にとって、また、学級や学年、学校全体といった集団にとっても、充実したものとなるようにすることを目的としている」（在り方編P12）と示しています。自己指導能力は、児童生徒が学校・学級での生活や学習活動の中で、受容的・共感的・支持的な人間関係を構築し、自己存在感を高め、自己決定や自分自身の行為への責任の大切さに気づくことを通して育成されます（次頁参照）。よって学級経営や教科指導、部活動指導等での集団づくりの取組が重要となります。互いに学び合い高まり合うことのできる集団づくりを通して、その中で

30 児童生徒自身が自己指導能力を高めることの大切さに気づくことが必要なのです。

教科ごとに担当者が異なる中学校等においては、自己指導能力育成の観点から学級経営や授業づくり等における課題を教職員間で共有し取り組む必要があります。教職員は日々の関わりを通して児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒が学びの達成感を持てるよう取り組むことが重要です。

35 なお、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などへの対処療法的な対応、いわゆる消極的な生徒指導の側面についても、人権尊重の理念に立った問題解決の取組や児童生徒への配慮・支援が必要です（Q13参照）。

ふりかえり

積極的な生徒指導を進めるため、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組みればよいと考えますか。

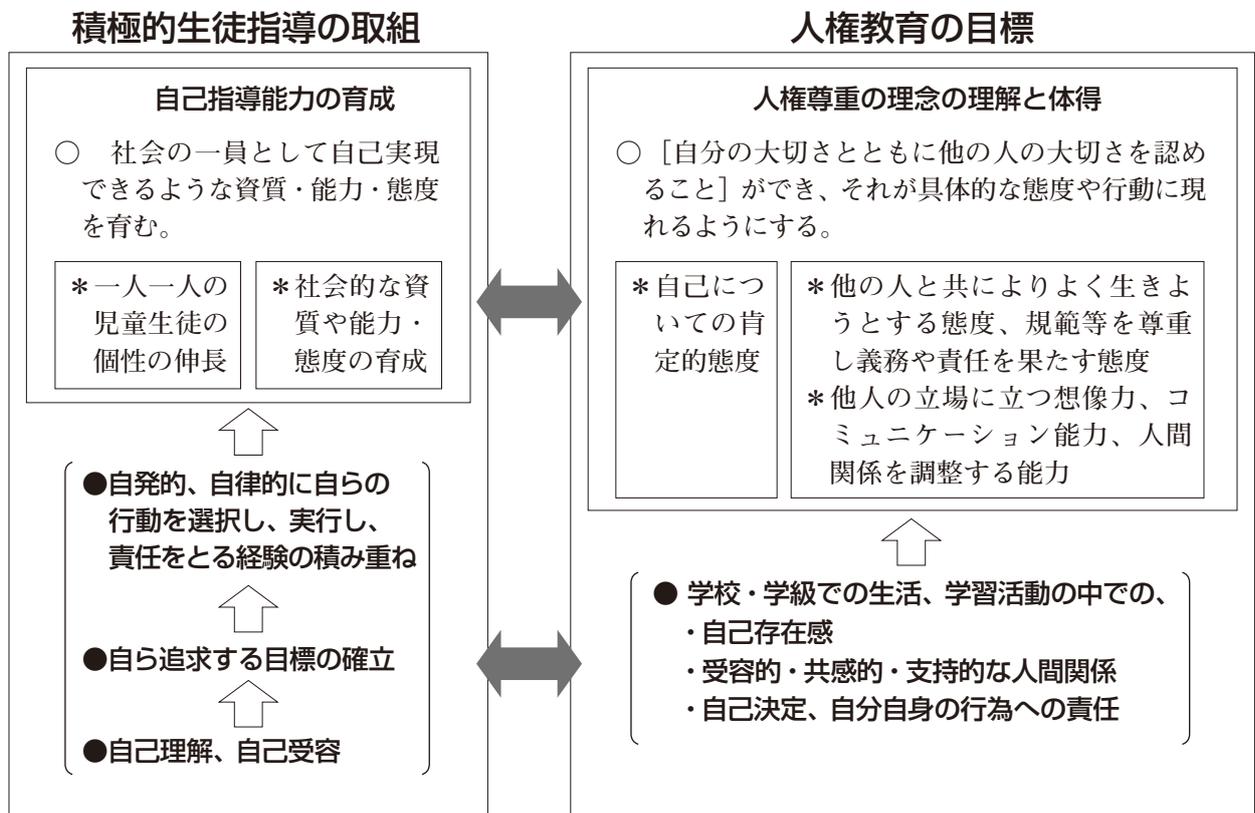
参考資料 生徒指導の目的 「中学校（高等学校）生徒指導の手引」 島根県教育委員会

生徒指導の目的は、すべての生徒が社会の一員として個性の伸長を図ることを目指すところにある。

学校生活が、生徒一人一人にとっても、学級（ホームルーム）や学年、更に学校全体といった様々な集団にとっても、有意義で充実したものになるように積極的に指導・支援すること（積極的な生徒指導）を大切にしなければならない。

ともすると、生徒指導は生徒の問題行動や不登校などに対する予防的な対応やそれが発生してからの対症療法的な対応についても、的確に行う必要があることは言うまでもない。しかし、こうした対応については、生徒指導の目的からすると消極的な生徒指導といえる。

参考資料 積極的生徒指導の取組と人権教育（在り方編P13）



1 **Q13** 生徒指導において、児童生徒の問題行動等への対応と人権教育の推進とはどのように結びつくのですか。

5 **A** 暴力行為、いじめなどは基本的人権が尊重されていないために起こる問題です。不登校、中途退学も、児童生徒が学校へ行きたくても行けない場合などは、学習権の侵害にあたると思われる。とりわけ、暴力行為やいじめなど他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を明確に示すことが重要です。

【学校の姿勢の明示】

10 「人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つもの」（在り方編P6）です。よって暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などに対しては、学校は児童生徒に早急にその問題解決に取り組む姿勢を明確に示すことが重要です。なぜならば、児童生徒は、暴力行為やいじめを許さない、解決しようという雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じてはじめて人権感覚を身に付けることができるからです（Q7参照）。

15 **【人権侵害を受けている児童生徒への配慮や支援】**

児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢が大切ですが、その配慮や支援については次のように示しています。

20 「そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある」とし、さらに「人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要」（在り方編P31）と示しています。

25 問題発生の要因・背景を多面的に分析する中で、加害者たる児童生徒が本人に責任のとりようのない問題を抱えていたり、家庭内や人間関係の中で不当な扱いを受けていたりするなど、様々な問題が明らかになることがあります。そのような問題等への理解を深め、本人や保護者の思いや願いを受け止めることは大切です。しかし、その行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければなりません。

【経済的・社会的な問題を抱える児童生徒への配慮や支援】

30 経済的・社会的な問題を抱える児童生徒については、保護者との関係を十分に築きながら、校内の就学支援担当者、奨学金担当者あるいは児童生徒支援加配推進者等との相談を深め、場合によっては地域の県立学校人権・同和教育専任教員、民生児童委員や生活相談員、関係機関の担当者との連携を図るなど、各関係機関とともに適切な配慮や支援が必要となります。

35 **ふりかえり**

課題のある児童生徒を支援する際、あなたは、校内や関係機関とどのような連携を行ってきましたか。または、行うとよいと考えますか。

いじめの定義

「いじめ」とは、「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」**「新任教員研修の手引」 島根県教育委員会**

平成7年3月の文部省の「いじめ対策緊急会議報告」で、いじめ問題への対応に当たっての、次の5項目の基本的認識が示された。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- ② いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと
- ③ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ④ 関係者が役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりを有していること

いじめ問題の対応に当たって重要なことは、「いじめの渦中であって、被害者側の責任を問う、ということは断じてあってはならない。」との認識である。

ともすると、いじめの渦中にあるにもかかわらず、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があると、被害者を責める言動が発せられる場合がある。こうした言動を容認する雰囲気こそ、いじめがその学校からなくならない要因となっていると言える。

いじめの問題への対応に当たっては、「いじめは卑劣な行為であり、人間として絶対に許されない。」という自覚を促す指導を行い、その責任の所在を明確にすることが重要であるとともに、毅然とした態度で臨むことが必要である。

また、いじめをめぐっては、いじめる者といじめられる者の他に、それを傍観したり、はやしたてたりする者が存在するが、こういった行為も同様に許されないとの認識を児童生徒にもたせることも重要なことである。

参考資料 不登校についての基本的視点 「不登校対応の手引き」 P1 島根県教育委員会

- ① 不登校はどの生徒にも起こりうるものであるという視点に立ってこの問題を捉えていく必要があること
- ② いじめや学業の不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して不登校になってしまう場合がしばしば見られるので、学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。
- ③ 学校、家庭、関係機関、本人の努力等によって、不登校はかなりの部分が改善、解決することができること。
- ④ 生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るために多様な方法を検討する必要があること。
- ⑤ 生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであってもこれを自立のプロセスとしてありのままに受けとめ、積極的に評価すること。

1 **Q14** 人権尊重の視点に立った学級経営をするにはどのようなことに留意すればよいでしょうか。

5 **A** 児童生徒が、自分自身を大切に思い、自分の思いや考えをのびのびと表現できる学級にするには、まず、教職員自身が一人一人の児童生徒を尊重することはもとより、温かい雰囲気をつくり出すための環境整備（物的・人的）を行わなければなりません。

【学級の雰囲気づくりと教職員の姿勢・態度】

10 人権教育を推進していくためには、一人一人の児童生徒が、安心して生活ができ、自分の思いや考えを自由に表現できる学校や学級でなければなりません。そのためには、十分な児童生徒理解の上に立って、学級経営を行う必要があります。

15 児童生徒の活動の様子は学級の雰囲気次第でいくらでも変わります。その雰囲気を作り出すものとして一番大きなものは、教職員の姿勢・態度です。一人一人の児童生徒を尊重することが子どもへの指導の前提であることをもう一度認識しなければなりません。そして、教職員が、どんな時も一人一人の児童生徒をいつも温かく見守っているということを児童生徒へ確実に伝えていくことが必要です。そのためには、児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞く。明るく丁寧な声かけをする。日記や休憩時間の会話から、子どもの悩みや願いを把握する。一方で、間違っただことは決して許さないという毅然たる姿勢を示すことも不可欠です。人を傷つける言動があった場合には、即時に対応しなければなりません。学校内ではありませんが、特に、最近メールでの中傷が多く起こっています。そのよ
20 うな時に早期発見・対応ができるのは、困った時に相談に乗ってくれる教職員や友達の存在があるかどうかです。児童生徒の教職員に対する信頼関係を深めるための取組を進めていくことが大切です。

【集団づくり】

25 児童生徒間のよりよい人間関係づくりも重要です。差別のない、友達を大切にし合える、居心地の良い学級を作っていかなければなりません。例えば、友達の中に自分から入っていけずいつも孤立している子どもに対しては、周りの児童生徒がそれに気づき、自分たちの問題として捉え、解決に向かって取り組んでいくような学級の連帯感の育成をもとにした、一人一人の気持ちに立った学級経営が重要です。

【物的環境づくり】

30 学校・教室の環境整備を同時に進めていくことも欠かすことができません。いつも、整頓された、花や絵画が心を和ますような環境。また、動植物の飼育や栽培など子どもが生き物の世話を体験的にすることができるような環境。掲示板には、人権コーナーが設けられており、友達の良さや大切さについて掲示してある標語やポスターなど。さらに人と人をつなぐコミュニケーションの道具である言語の環境も大切です。

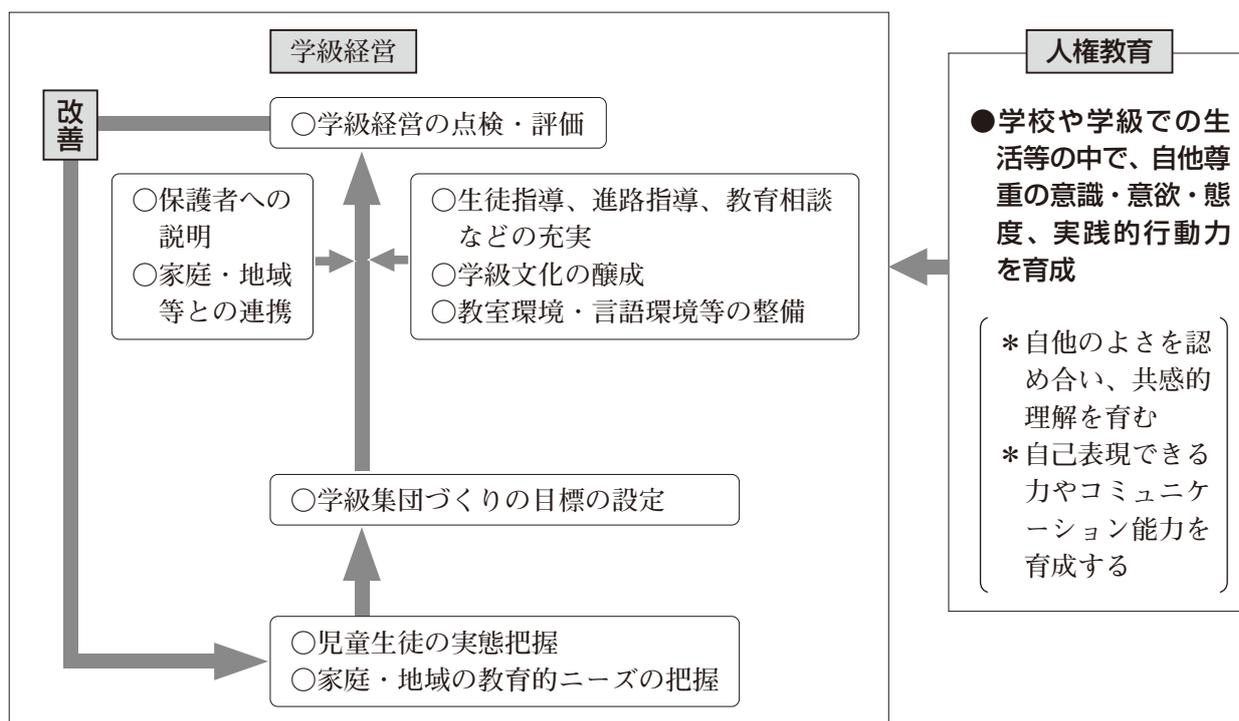
このように、学級経営を人権教育の視点から点検し、充実させることによって、児童生徒一人一人が安心して、いきいきとした学校生活を送ることができます。

35 **ふりかえり**

下記の①②の事例について、人権尊重の観点からあなたはどのように考えますか。

- ① 特定の児童生徒だけニックネームで呼ぶ。
- ② メールにひどいことを書かれたと児童生徒が訴えてきた時、保護者に解決を任せる。

参考資料 学級経営と人権教育（在り方編P15）



参考資料 人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例（実践編P5抜粋）

取組	内 容
①人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前面に、学級目標（目指す子ども像）を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。 ○ 学級組織（係）ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。 ○ 「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手がかりとなるポスターを示す。 ○ いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。 ○ 学習の成果物（作品等）を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価（自己評価、他者評価）、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。

Q15 キャリア教育と人権教育との関係はどのようなものですか。

5 **A** キャリア教育は、児童生徒が自らの立場や役割を、日々の学校での参加や体験、社会での職場体験等を通して理解するとともに、働くことや生きることへの価値を自らが見いだしていく教育活動であり、その方法やめざす資質や能力は人権教育と重なります。

【キャリア教育とは】

10 キャリア教育は「『キャリア概念』に基づいて、『児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育』。端的には、『児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育』とされ、「進路指導の取組はキャリア教育の中核」と位置づけられています。

15 これまで、進路指導は進路決定を目的とした出口指導にとどまる傾向にありました。しかし、キャリア教育は、児童生徒が学校や家庭、地域社会における自らの立場や役割を、日々の学校での参加や体験、社会での職場体験等を通して理解するとともに、働くことや生きることへの価値を自らが見いだしていく教育活動です。

【キャリア教育と人権教育】

20 「キャリア教育推進の手引」（平成18年11月）では、キャリア教育では、主に四つの能力〔人間関係形成能力 情報活用能力 将来設計能力 意志決定能力〕を小学校から高等学校まで、その発達段階に応じて身に付けることが期待されています。

「第三次とりまとめ」では、人権教育を「人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育」とし、人権教育を通じて培われるべき資質・能力を三つの側面（①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面）として捉えています（在り方編P5）（Q3参照）。

25 また、人権教育の教育課程の編成に当たっての留意点として「進路指導と関わらせる」とし、「進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する」と示しています（在り方編P12）。

30 この人権教育での「人権感覚」やキャリア教育での「勤労観、職業観」は、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり「自分自身の心と頭脳と体を使って」こそ身に付くものです。キャリア教育での「体験活動」は、「第三次とりまとめ」が示す『協力』『参加』『体験』的な学習場面と重なります（Q10参照）。

このように、キャリア教育はその方法やめざす資質・能力において人権教育と重なります。

これまで人権・同和教育の観点から取り組まれてきた「働くこと」「生きること」をテーマとした身近な大人への聞き取り、また、高等学校等で取り組まれてきた統一応募用紙の制定、公正な採用選考の取組の経緯や意義についての学習は、キャリア教育の取組ともいえます。

35 さらに「高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要」（在り方編P21）と示しており、これまでの取組に加えて「労働基本権に関わる学習」、「奨学金に関わる学習」なども組み込むことが可能です。

ふりかえり

40 「働く」ことの大切さを児童生徒に伝えるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組みればよいと考えますか。

参考資料 「キャリア」概念

「個々人が生涯にわたって遂行するさまざまな立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積」

「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」（平成16年1月）

「キャリア」とは、一般に生涯にわたる経歴、専門的技能を要する職業についていることなどのほか、解釈、意味付けは多様であるが、その中にも共通する概念と意味がある。それは、「キャリア」が、「個人」と「働くこと」との関係の上に成立する概念であり、個人から切り離して考えられないということである。また、「働くこと」については、職業生活以外にも家事や学校での係活動、あるいは、ボランティア活動などの多様な活動があることなどから、個人がその学校生活、職業生活、家庭生活、市民生活等のすべての生活の中で経験する様々な立場や役割を遂行する活動として幅広くとらえる必要がある。「キャリア教育推進の手引」（平成18年11月）

参考資料 キャリア発達にかかわる諸能力（例）

領域	領域説明	能力説明
人間関係形成能力	他者の個性を尊重し、自己の個性を発揮しながら、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・共同してものごとに取り組む。	【自他の理解能力】自己理解を深め、他者の多様な個性を理解し、互いに認め合うことを大切にして行動していく能力
		【コミュニケーション能力】多様な集団・組織の中で、コミュニケーションや豊かな人間関係を築きながら、自己の成長を果たしていく能力
情報活用能力	学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす。	【情報収集・探索能力】進路や職業等に関する様々な情報を収集・探索するとともに、必要な情報を選択・活用し、自己の進路や生き方を考えていく能力
		【職業理解能力】様々な体験等を通して、学校で学ぶことと社会・職業生活との関連や、今しなければならないことなどを理解していく能力
将来設計能力	夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する。	【役割把握・認識能力】生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていく能力
		【計画実行能力】目標とすべき将来の生き方や進路を考え、それを実現するための進路計画を立て、実際の選択行動等で実行していく能力
意思決定能力	自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する。	【選択能力】様々な選択肢について比較検討したり、葛藤を克服したりして、主体的に判断し、自らにふさわしい選択・決定を行っていく能力
		【課題解決能力】意思決定に伴う責任を受け入れ、選択結果に適応するとともに、希望する進路の実現に向け、自ら課題を設定してその解決に取り組む能力

（国立教育政策研究所生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」から一部改訂）

Q16

家庭・地域との連携を進める際に、どのようなことに留意すればよいですか。

A 学校での取組を積極的に公表し、協力関係を築き上げ、学校での人権学習を肯定的に受容する家庭・地域の基盤づくりをすることが大切です。

【家庭・地域との連携の必要性と学校の役割】

家庭・地域との連携について、[第三次とりまとめ]では、「学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。」(在り方編P19)とし、その連携を進めるにあたっては、「まず、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。」(在り方編P19)と述べています。また、連携や協力を進める際には、県や市町村の方針を踏まえ、地域の声をきちんとくみ上げた上で、「各学校における人権教育推進計画の目標との整合性を損なわないようにすること、教育の中立性を確保することが必要である」(在り方編P20)としています(在り方編P32も併せて参照)。

【家庭・地域の基盤づくり】

[第三次とりまとめ]は、「人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる」(在り方編P20)と述べています。すなわち、「保護者のものの見方・考え方は、直接、児童生徒に影響を与えることから、保護者自身も人権意識や人間性を高め、日常生活を通じて自らの姿勢を通して、子どもに示していくこと」(在り方編P43)が大切です。そのためには、児童生徒の生活の基盤である家庭・地域に対して説明や情報提供をしたり、連携推進の体制を整備したりするなど、学校における学習成果を肯定的に受けとめる環境を十分に整える必要があります。たとえば、保護者や教職員が連携して進めるPTA活動を通じて人権教育・啓発を進めることは、基盤づくりに有効な方策の一つです。

【家庭・地域との連携のポイントと推進方策】

人権教育の推進にあたって、学校は、家庭・地域と相互理解を図りながら、児童生徒の指導に当たることが大切であり、家庭・地域との連携にあたっては、関係機関等とのネットワークの構築等、人権教育を効果的に推進するための支援体制づくりが必要です。

連携の方策等について、[第三次とりまとめ]では、「各学校等においては、それぞれの地域の実情等に応じ、適切な方法を選び、連携の推進に努めていくことが求められる」(実践編P16)とし、家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策の例を示しています(次ページに掲載、詳細は「実践編P16～20」を参照)。また、家庭・地域との連携の取組の評価についても、点検・評価アンケートの項目例を示しています(実践編P13参照)。

ふりかえり

家庭・地域との連携を進めるために、あなたは、どのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

参考資料 家庭・地域との連携推進のためのポイント（例）（実践編P16）

- 年間指導計画等の立案に当たっての意見聴取や、人権学習の事前・事中・事後における意識調査などにより、児童生徒だけでなく保護者の意向・意識を常に把握し、適切に反映させながら、人権教育の取組の推進を図る。
- 家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておく（その際、個人のプライバシー等への配慮が必要）。
- 地域の人材を活用した授業や、保護者参加型の授業など、授業等における連携の取組を進める。
- 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解増進を図る。
- 学校だより等を通じ、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組への理解を広める。
- 例えば、地域の教育力と学校教育のネットワークによる「人権フェスタ」の開催など、それぞれの立場で一人一人の子どもを見つめ、育成する取組を推進する。

参考資料 家庭・地域との連携推進のための方策（例）（実践編P16）

連携の機会	連携推進の方策
<ul style="list-style-type: none"> ○日常（通常の授業等） ○学習発表会 ○授業参観・学校公開 ○学年・学級懇談会 ○PTA研修会 ○地区懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学級通信等の発行、ホームページへの情報掲載などにより、学校からの発信を進める。 ・PTAの広報紙などを通じ、人権教育や人権問題への意識高揚を図る。 ・人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。 ・校区のフィールドワークを行い、まちづくりについての提案を行う。 ・子どもたちの作品を校内等に展示し、紹介する。 ・人権教育に関する学年・学級の取組について説明し、意見交換等を行う。 ・人権に関する講演会、ワークショップなどを開催する。 ・中学校区単位で、校区内の各学校・PTAの合同による研修会を実施する。 ・校区で子どもを中心としたまつりを開く〔○○まつり・フェスティバル〕。
<p>※地域における取組との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の人権教育・啓発関連事業とタイアップして取り組む。 ・市町村の国際交流イベント等に参加する。 ・人権・福祉関係のポスター、標語、作文等の募集に応募する。

Q17

異校種間の連携や、障害のある児童生徒との交流及び共同学習を進めるためには、どのように取り組めばよいですか。

A 異校種間の連携により、発達段階に配慮したカリキュラム研究や児童生徒の教育課題の把握等を行うことが大切です。交流及び共同学習においてもねらいを明確にし、個人情報の取扱いに配慮する必要があります。

【教職員の連携による児童生徒の教育課題（学力・生活等）の把握】

「第三次とりまとめ」では、「校種間の協力と連携」について、系統的・継続的な人権教育の実践を進めるために、「定期的な連携協議会」「相互の授業公開」「合同研修」「発達段階に配慮したカリキュラムの研究」などの場を設けることを提案しています（在り方編P21）。

県内においては、すでに、小・中学校が連携して同和問題学習のプログラムを作成する等の取組が進められていますが、「価値・態度的側面」「技能的側面」についても、継続的な指導ができるよう連携を進めていく必要があります。

加えて、「児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園や特別支援学校等との連携が必要」（在り方編P21）とし、「子どもの実態と教育課題（学力・生活等）についての共通理解」（実践編P23）を連携推進上のポイントにあげています。「子どもの実態や教育課題（学力・生活等）についての共通理解」を進めることは、これまでも進路保障の取組として重視しており、さらなる充実が求められます。

【児童生徒の交流学習では、目的の明確化と事前の協議が大切】

異校種との交流及び共同学習にあたっては、相手先の学校の考え方等を事前に確認しておくことが強調されています（在り方編P21）。自校の目的と交流先に期待する取組を明確に伝え、交流先はどこまでの対応が可能なのかを詳細に確認することが大切です。

また、例えば車椅子を使用しているなど、支援と配慮が必要な児童生徒について説明を行い、交流先の理解を求めておくことも忘れてはならないことです（実践編P23～26参照）。

【個人情報への配慮】

教職員の連携や児童生徒の交流活動を進めていくと、個々の児童生徒の状況を正確に伝え、交流相手に適切な対応を依頼する必要があります。そのような個人情報の取扱いにあたっては県個人情報保護条例などに基づき「担当者間で十分な確認を行い、校内の共通認識を広げていくこと」、「実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上」で行うことが必要です。

ふりかえり

異校種との連携を進めるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組みればよいと考えますか。

参考資料 校種間連携の推進ポイント（実践編P23抜粋）

- 連続性・体系性・発展性のある教育方針・教育目標の設定
- 9年、12年を見通したカリキュラムの作成
- 各校との交流会、授業参観・各校の研究発表大会等への積極的な参加
- 校種間の合同授業研究、合同職員会、情報交換会の実施
 - ※ 合同の取組等を実施していく上でのポイント
 - ・子どもの実態と教育課題（学力・生活等）についての共通理解
 - ・年間の指導内容や指導方法の共有化の検討
 - ・校種間のギャップの実態に対する共通理解と課題解決に向けた方策の検討
- 特別支援学校（学級）との交流。

参考資料 保、幼、小、中、高等学校間の連携の取組例（実践編P23）

校 種	具体的な活動例
①保育所・幼稚園と小学校の連携	小学校における町探検の学習で保育所や幼稚園を訪問して一緒に遊ぶ、「手作りおもちゃで遊ぶ集会」に園児を招待して遊びを教える、小学校の教員が鉛筆の持ち方や勉強の仕方などについての出前授業を実施するなどの取組を行う。
②小学校と中学校の連携	地域の人々の協力の下、近隣の児童生徒が公民館などで一緒に寝泊まりしながら学校へ通う「通学合宿」の取組を小・中学生合同で行う。高校生や社会人もサポーターとして参加する。
	中学入学前の不安をなくし、中学への期待感を持たせるため、中学校の教員が小学校で出前授業を実施する。
③幼稚園と中学校の連携	中学校の家庭科における保育実習の授業で、地域の保育所・幼稚園を訪問する。幼児と中学生との出会いの体験、遊びの体験を通じて、相互の交流を深める。
④小学校と高等学校の連携	小学生と高校生が一緒になって、地域の清掃活動を行い、互いに協力し合った感想等を発表し合う交流会を行う。

参考資料 校種間連携のステップ例（交流から連携へ）（実践編P24）

① 行事を通しての子どもの交流 ・クラブ見学、文化祭見学等 ② 日常の活動の交流 ・授業体験、遊びやゲームを中心とした交流 ③ 教職員合同研修 ・子どもの実態交流、合同授業研究会等	④ 年間を通しての連携 ・合同遠足など、様々な年間行事における連携 ・教員間の授業交流、カリキュラム検討委員会、合同進路説明会等
---	--

1 **Q18** 児童生徒の発達段階に即した人権教育の指導はどのようにすればよいのでしょうか。

5 **A** 幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階において身に付けさせることが望ましい資質や能力は何かを明らかにし、指導者の共通理解を深めることが大切です。また、我が国の子どもたちの実態から、「自分を大切にできる感情」（自尊感情、自己肯定感）や「情報モラル」の育成については、重点的・継続的に取り組む必要があります。

【発達段階に即した具体的な指導方法】

10 人権教育を通じて身に付けさせたい資質や能力の育成には、子どもたちが心身ともに成長過程にあることを踏まえ、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要です。

幼児期においては、他者を尊重する意識・態度を育む基盤となる「自分を大切にできる感情」（自尊感情、自己肯定感：Q4参照）を、遊びを中心とした日々の生活を通してどのように育んでいくかが中心的課題の一つとなります。

15 青年中期（高等学校段階）においては、実社会に出る準備段階として、「人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れ」た取組が必要です（Q15参照）。[第三次とりまとめ]では、各発達段階に即した指導方法について、概ね右ページのように示しています（在り方編P30,31参照）。

【重点的・継続的に取り組むべき内容】

20 これらの中で特に「自分を大切にできる感情」（自尊感情、自己肯定感）は、人権感覚を育む基盤となる最も重要な資質の一つと考えられることから、幼児期のみならず、あらゆる段階においてその育成をめざした取組が求められます。

25 また、情報機器を使い始める時期が急速に早まってきていることから、インターネットや携帯電話の利用による人権侵害の被害者・加害者にならないために、小学校低学年段階からの「情報モラル教育」の充実を図ることが急務となっています（在り方編P30参照）。（実践編P52～57参照）

【教職員の共通理解と異校種間の連携】

こうした取組を実現するためには、校内において教職員の共通理解を図るとともに、異校種間の連携を進め、系統的かつ継続的な指導計画を構成するよう努めることが重要になってきます。

30 具体的には、人権教育の学年別目標や年間指導計画の作成を、全教職員の協力のもとに進めて授業公開を行ったり、地域の各学校・園の担当者の連携により同和問題学習の指導計画を作成したりするなどの取組が考えられます（在り方編P30参照）。（実践編P23～26参照）

35 **ふりかえり**

発達段階に即した人権教育を進めていくため、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

1：幼児期

遊びを中心とする生活の場で、自分を大切に感じる感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

2：小学校1～3学年

生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

3：小学校4～6学年

この段階の児童は、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

4：青年初期（中学校段階）

生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

5：青年中期（高等学校段階）

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

1 Q19 個人情報をどのように取り扱えばよいですか。

5 **A** 人権教育を進めると、個人情報と接する機会が多くなります。その個人情報が活動に必要なか、管理は適切かを確認することが重要です。必要な情報は、関係者の理解が得られるよう丁寧な説明を行った上で収集等を行うことが大切です。

【人権教育の推進と個人情報】

10 [第三次とりまとめ]では、「個人情報やプライバシーに関することへの配慮」(在り方編P32)中で、「自分について語るなどの活動」などを例示して、「個人情報等にも関わるこうした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある」としています。これは、個人情報を一律に避けては、効果的な人権教育の推進が図れないという考えを示したものです。

【個人情報保護法に基づく個人情報の管理】

15 個人情報の収集、利用などにあたっては、個人情報保護法をはじめとした関係法律や各地方公共団体の条例にもとづくこととし、「校内の共通理解を広げながら、その学習活動を進めていく必要がある」(在り方編P32)としています。県立学校では県個人情報保護条例に、市町村立学校では各市町村の条例に基づくこととなります。

20 県個人情報保護条例第5条は、個人情報の収集について、「個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない」としています。これまで収集してきたからという校内の慣例にとらわれず、この個人情報が必要なのか、収集方法及び管理は適切なのかを校内の議論を通じて、整理していくことが求められます。

25 なお、第5条3項では、「本人の同意があるとき」や「個人情報を本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき」などは、本人以外からの個人情報の収集も可能としています。慎重な対応が望まれることは言うまでもありません。

【保護者などとの連携】

30 「人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものである」(在り方編P5)としています。学習上、特に支援を要する児童生徒への取組には、家庭状況など個人情報に関わることが多く、その把握なしには効果的な取組はできません。

個人情報の把握にあたっては「日頃から地域等の信頼関係づくりに努める」(在り方編P32)ことが大切になります。広報紙などを利用して、学校の取組を広く家庭・地域に周知すると共に、家庭訪問、市町村の福祉関係部局などの関係機関との連携等を進め、保護者・地域の理解を得ていくことなど地道な取組が重要になってきます(Q16参照)。

ふりかえり

あなたが管理している個人情報にはどのようなものがありますか。その個人情報を適切に管理するために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。
- (3) 島根県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 犯罪の予防等を目的とするとき。
- (6) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

1 **Q20** 人権教育研修会に、保護者の参加が少なく効果があがりません。どのような工夫をすればよいですか。

5 **A** 研修を進めるには、保護者のニーズの把握や研修の方法と場の工夫、関係機関等との協力関係を築くための連携が必要となります。

人権教育を効果的に進めるためには、学校での人権学習を肯定的に受容できるような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められています。

10 学校での人権教育を進めるにあたっては、保護者自身が同和問題をはじめとする人権問題について学習し、正しく理解するとともに、人権感覚を高め、自他の人権を守ろうとする実践力を身につけていくための保護者への積極的な啓発が重要となります。

15 しかしながら、人権教育講演会等の研修会に保護者の参加が少なく効果があがらないという声があります。これは、学習者が受身的になりがちであること、内容や形式の画一化・重複によってマンネリ化すること、「差別はいけない」という建前の繰り返しによって学習者の「またか」意識を招いていること、知識や規範の伝達のレベルにとどまっていることなどが考えられます。また、学校は敷居が高く出かけにくい、意見を言いにくいといった声があるように開かれた学校づくりが進んでいないといったことも原因の一つと考えられます。

【効果的な研修の工夫】

○保護者のニーズの把握

20 保護者のニーズに合った研修内容であるかが大切です。アンケートによる事前の実態把握、事後の評価アンケート、KJ法等による課題把握をする必要があります。

○能動的な参加を促す研修会の実施

25 参加体験型研修やビデオフォーラム（視聴覚教材）を取り入れるなどの研修方法を見直すことで、参加者が主体的に学習することができます（在り方編P44,45参照）。また、地区懇談会や修学旅行説明会等の人が集まりやすい会に短時間での啓発をするのも効果的です。

【関係機関等との連携】

○PTAとの緊密な連携

家庭・地域連携の要であるPTAとの緊密な連携が大切です。PTA組織に人権・同和教育専門部を設けたり、PTA役員研修を実施したりするなど、人権研修・啓発の充実を図る必要があります。

○公民館との連携や学校間連携

30 公民館や他の学校との情報交換、および合同での研修会の開催など、連携を図ることが大切です。

○家庭・地域との連携

様々な研修会にたくさんの保護者の参加を促すには、日頃から学校が家庭や地域と良好な協力関係を築いていくことが大切です（Q16参照）。

35

ふりかえり

人権教育研修会に保護者の参加を増やすために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

Q21

児童生徒の固定的な人間関係が学校の課題としてあがる小規模校です。この問題の解決のために、どのような取組をすればよいですか。

A 最も大切なことは、児童生徒一人一人を大切にしようとする教員の意識です。教員自身の姿勢こそ、よりよい集団づくりの基盤となります。

【人間関係の固定化が生み出す弊害】

人間関係の固定化がどんな弊害をもたらしているのかを先ずはしっかりと捉える必要があります。固定化した人間関係の中では、児童生徒は自分らしさを十分には発揮することができないということです。「勉強できない子は他のこともできない。」「乱暴な子は乱暴」といったような決めつけが集団の中で生まれたり、教員が支援をしすぎて児童生徒が自分自身の「もっている力」「よさ」を引き出すことができなかつたりすることなどが原因として考えられます。言い換えれば、教員が、児童生徒一人一人の持っている力を十分に引き出していないということになります。

【固定化したクラスの人間関係を改善できるのは教員（わたし）です】

人間関係が固定化するとは、集団の中で生まれた力関係をその集団自身の力では改善していくことができないということです。クラス替えのない集団の中で、このような状況を改善できるのは、新しくその集団に加わった教員である「わたし」しかいません。

何より大切なのは、児童生徒一人一人の「もっている力」「よさ」を教員が理解し、それを周りに伝えていくことによって他の児童生徒の見方を変えることです。そうすることが、教員と児童生徒の信頼関係の基盤になります。

例えば、朝の会での何気ないつぶやきの中で、あるいは学級便りの中で、教師が気づいたAさんの「よさ」を他の児童生徒に広げることです。また、児童生徒相互の傾聴やコミュニケーション技能を高めたり、体験的な活動を取り入れたりする中で、自尊感情を育てることも大切です。そうすることで、集団はAさんの今まで気づかなかった部分を認め、Aさんは集団への所属感を高めることができます。

【教職員集団で育てる】

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではありません。人権感覚を身に付けるためには、学級はじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要です（在り方編P8参照）。

児童生徒一人一人の「もっている力」「よさ」を集団へ広げることが教職員集団で共通理解を図り、それを実践していけば、一人一人の児童生徒が自分らしく生活でき、学校全体がのびのびとしたものになると考えられます。

ふりかえり

児童生徒の「もっている力」「よさ」を広めるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組めばよいと考えますか。

人権教育研修資料

～「Q&A」で理解する[第三次とりまとめ]～

平成21年3月発行

編集・発行

島根県教育庁人権同和教育課

〒690-8502 松江市殿町1番地
TEL(0852)22-5432
